

板橋区児童福祉審議会第1回本委員会 会議概要及び議事要旨

会 議 名	令和8年度板橋区児童福祉審議会 第1回本委員会
開 催 日 時	令和8年7月10日（金） 午後1時30分から午後3時00分まで
開 催 場 所	板橋区子ども家庭総合支援センター 会議室
出 席 者	〔委員〕 稲垣美加子 栗原直樹 坂井隆之 櫻井奈津子 野口隆子 平戸ルリ子 堀科 松原康雄 森和子 税所純敬 田村沙樹子 安藤建治 佐賀豪 馬場望 根本えりか 島田理香 〔区側出席者〕 子ども家庭部長 子ども家庭総合支援センター所長 保育運営課長 支援課長 援助課長 保護課長 法務担当課長 子ども専門相談担当課長 〔事務局〕 子ども政策課長 子ども政策課児童養護推進係長、担当
会議の公開（傍聴）	<u>公開（傍聴できる）</u> 部分公開（部分傍聴できる） 非公開（傍聴できない）
傍 聴 者 数	1人
議 題	<開会> 1 委員紹介 2 議事 （1）委員長及び副委員長の選任について （2）部会の設置及び部会長の任命について 3 報告事項 （1）板橋区社会的養育推進計画の進捗状況について （2）令和8年6月における各部会の開催状況について （3）令和7年度板橋区子ども家庭総合支援センターの運営状況について 4 その他 <閉会>
配 布 資 料	資料1 板橋区児童福祉審議会委員名簿（第3期） 資料2 部会の設置について 資料3 第3期板橋区児童福祉審議会部会名簿（案） 資料4 板橋区社会的養育推進計画の進捗状況について 資料5 令和8年度里親部会の開催状況について 資料6 令和8年度子どもの権利擁護部会の開催状況について 資料7 令和7年度保育部会の開催状況について 資料8 令和7年度板橋区子ども家庭総合支援センターの運営状況について 参考資料1 板橋区児童福祉審議会 区関係部課長及び事務局名簿 参考資料2 東京都板橋区児童福祉審議会条例 参考資料3 東京都板橋区児童福祉審議会条例施行規則 参考資料4 東京都板橋区児童福祉審議会部会設置要綱
所 管 課	子ども家庭部子ども政策課児童養護推進係（電話3579—2216）

会議概要

子ども政策課長	それでは、令和8年度板橋区児童福祉審議会第1回本委員会の議事に移らせていただきます。本日は、第1回本委員会のため、委員長が選任されるまでの間は、事務局が進行を務めさせていただきます。 開会に先立ちまして、4点連絡事項がございます。 まず1点目でございますが、本委員会の委員数は16名でございます。 本日ご出席をいただいている委員は16名、定足数に達していることをご報告させていただきます。2点目でございますが、本委員会は公開となっております。 また、議事録作成のため、録音させていただきますので、ご承知おきください。 議事録につきましては、発言者氏名及び非公開事項が含まれる内容を除いて、委員の皆様にご確認いただいた後に、会議資料とあわせて区ホームページにて公開させていただきます。 3点目でございますが、発言をされる際は、事務局職員からマイクをお渡しいたしますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。 4点目でございますが、本日の資料の確認をさせていただきます。 (配布資料の確認)
子ども家庭部長	それでは、次第に沿って進めてまいります。 先ほど区長から委嘱状の交付がございましたが、ここで改めて、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。 資料1の委員名簿の順番にお願いしたいと思います。 (委員自己紹介) 委員の皆様、ありがとうございます。 続きまして、本日出席している区側関係者を紹介させていただきます。 参考資料1をご覧ください。 (区側の出席者紹介)
子ども政策課長	以上の委員の皆様及び区関係者で、板橋区児童福祉審議会を実施してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、次第の2(1)「委員長及び副委員長の選任について」に移らせていただきます。 まず、参考資料2「板橋区児童福祉審議会条例」をご覧ください。 本条例第4条において、「審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める」とされております。 まず、委員長及び副委員長を委員の皆様の中から選出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 もしよろしければ、事務局の方で案をご用意させていただいておりますが、事務局案についてご検討いただくことでいかがでしょうか。 ありがとうございます。 それでは、事務局案といたしましては、これまでのご経験やご実績、また前期も委員長としてご尽力いただいた、松原委員に引き続き委員長をお引き受けいただけたらと考えております。 また、副委員長につきましては、児童福祉の分野でのご経験が豊富で、前期も副委員長としてご尽力いただきました、栗原委員に引き続き副委員長をお引き受けいただけたらと考えております。 以上が事務局案でございますが、委員の皆様方いかがでしょうか。 (拍手あり)

松原委員	ありがとうございます。松原委員はいかがでしょう。 お受けします。
子ども政策課長	ありがとうございます。 栗原委員はいかがでしょう。
栗原委員	お受けします。
子ども政策課長	ありがとうございます。 それでは、委員長には松原委員を、副委員長には栗原委員を選任することについて、賛成の方は拍手をお願いいたします。 (拍手あり)
子ども政策課長	ありがとうございます。 ただいまの委員の皆様の拍手をもちまして、委員長に松原委員、副委員長に栗原委員が選任されました。 それでは、松原委員長、栗原副委員長におかれましては、前方の席にお移りいただきますようお願いいたします。 あらためまして、松原委員長、栗原副委員長より、ご挨拶いただきます。 (委員長、副委員長挨拶)
子ども政策課長	ありがとうございました。 それでは、ここからの議事進行につきましては、松原委員長をお願いいたします。 松原委員長、よろしくお願いいたします。
松原委員長	次第に沿って議事を進めていきたいと思います。次の次第は、(2)部会の設置及び部会長任命についてですので、事務局から説明をお願いいたします。
子ども政策課長	それでは、板橋区児童福祉審議会条例第7条の規定に基づき、設置する部会の運営について定めた、参考資料4「板橋区児童福祉審議会部会設置要綱」をご覧ください。 第2条におきまして、板橋区児童福祉審議会につきましては、常設の部会として、「里親部会」「子どもの権利擁護部会」「死亡・重大事例等検証部会」「保育部会」の4つの部会を設置しております。 各部会の所掌事項につきましては、資料2「部会の設置について」にまとめさせていただきましたので、こちらをご覧ください。 項番1、里親部会の主な所掌事項は、里親登録の適否や里親登録の更新等について、諮問を受けて答申することとなっております。 項番2、子どもの権利擁護部会の主な所掌事項につきましては、施設入所など児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない事例、子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める事例について、諮問を受けて答申すること、となっております。 項番3、死亡・重大事例等検証部会の主な所掌事項につきましては、区から報告を受けた児童虐待事例や保育施設等での重大事故等について、事実関係の把握を行い、発生原因の分析を行うとともに、再発防止のための調査研究及び検証を行うこととなっております。

松原委員長	項番４、保育部会の主な所掌事項につきましては、保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可、家庭的保育事業等の認可について、諮問を受けて答申することとなっております。 続きまして、参考資料３「東京都板橋区児童福祉審議会条例施行規則」をご覧ください。 第４条第１項のとおり、「部会は、委員長が指名する委員及び臨時の委員をもって組織する」としております。 また、第４条第２項では、「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により、これを定める」となっております。 事務局からの説明終了後、委員長から、部会に属すべき委員を指名していただきますので、よろしくお願いいたします。説明については、以上でございます。 ありがとうございました。特段にご発言がなければ、私のほうから、各部会の委員の指名を進めさせていただきますがよろしいでしょうか。 それでは資料３をあけていただきまして、里親部会から参ります。 里親部会には部会長として、明星大学の坂井先生。これ以降お名前だけで失礼します。森先生、櫻井先生、田村先生、馬場先生。ここまでを里親部会に所属としてお願いをしたいと思います。 続きまして子どもの権利擁護部会ですが、部会長として栗原先生、稲垣先生、平戸先生、税所先生、佐賀先生、以上の先生方をお願いしたいと思います。死亡・重大事例等検証会ですが、部会長には私、部会委員として栗原先生、田村先生、税所先生、佐賀先生をお願いしたいと思います。最後に保育部会ですが、部会長として、堀先生。そして部会として野口先生、安藤先生、根本先生、島田先生。以上の構成で参りたいと思いますがいかがでしょうか。 （委員 異議なし） 部会長についても、盛り込んでご紹介しましたが、特に特段ご意見がないということで、もう一度確認しますが、里親部会は坂井先生、子どもの権利擁護部会、部会長栗原先生、死亡重大事例等検証部会は私。保育部会は堀先生、どうぞよろしくお願いいたします。 続いて次第の３に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。 報告事項になります。まず、（１）板橋区社会的養育推進計画の進捗状況について。ここから事務局の説明をお願いしたいと思います。
子ども政策課長	それでは、資料４、社会的養育推進計画の進捗状況につきまして、ご報告いたします。 令和７年３月に策定いたしました本計画につきましては、毎年度、自己点検及び評価を実施し、その結果を本審議会及び庁議に報告のうえ、区ホームページ等で公表することとしております。 本日は、計画初年度でございます令和７年度における、計画に定める各指標の実績及び進捗状況について、資料に基づきご説明いたします。 まず、全体の状況でございますが、各施策につきまして、多くの指標において「順調」または「達成」と評価しており、概ね計画に沿って推進できているものと認識しております。一方で、一部の指標においては目標に達していないものもあり、引き続き要因分析及び改善に向けた取組を進めているところでございます。 それでは、主要分野ごとにご説明いたします。

資料4 項番1「子どもの権利擁護の取組の充実」

子どもの権利擁護に関する取組につきましては、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象とした子どもの権利やアドボケイトに関する普及研修を実施するなど意見表明支援の充実により、認知度や利用実績が向上しており、概ね順調に推移しております。

また、審議会への申立てについては、これまで実績はないものの、児童福祉審議会への子ども本人からの申立てに関する個別案内リーフレットを作成いたしました。

こちらは、令和8年度の「こどもの権利ノート」の改定にあわせて配付する予定でございます。引き続き、周知の強化に取り組んでまいります。

なお、実績欄を斜線としています（6）～（8）でございますが、当該指標は、被措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度等の確認体制の整備状況に関するものでございます。

計画策定時と同規模のアンケートについては、令和11年度の次期計画策定時に改めて実施する予定としておりますが、毎年度の状況確認においては、夏季に実施している被措置児童向け「権利ノート説明会」の機会を活用したアンケートや、一時保護所における退所時アンケートを実施しております。これらの機会を通じて、「アドボケイト」の認知度や意見表明等支援事業の取組に対する理解度を評価しながら事業に取り組んでおります。

項番2「すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な支援体制の強化」

板橋区では、子ども家庭総合支援センター支援課及び区内5か所の健康福祉センターにおいて、こども家庭センターの機能を構成し、一体的な相談支援を実施しています。また、地域子ども・子育て支援事業については、各種事業の浸透・定着が進んでおり、利用実績も順調に伸びている状況でございます。

なお、（1）②の「サポートプラン」の策定については、今までも支援対象者に対して一体的支援を行うにあたり、意見を聞きながら支援計画を作成し、口頭での説明のうえ支援を実施してきましたが、国の示しているサポートプランの「プラン作成について支援対象者の同意を得たうえで、プラン内容の検討段階から支援対象者も参加してプランを作成し、完成したプランについては利用対象者に手交する。」という要件に完全には合致していなかったため、現在見直しを図っているところでございます。

項番3「一時保護児童への支援体制の強化」

一時保護施設につきましては、平均保護日数は目標の範囲内で推移しております。

一方で、令和7年度においては緊急での一時保護が必要な場合もあり、入所率が100%を超過しましたが、引き続き受入体制の確保・強化に努めてまいります。

項番4「代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組」

代替養育を必要とする子どもについては、家庭養育優先の原則のもと、子どもの意向や状況を踏まえたケースマネジメントの推進に取り組んでおります。

施設入所等の代替養育が不必要に長期化しないよう、ケースマネジメントを行っていますが、子どもを取り巻く状況や、実親の意向等により、容易に家庭復帰や里親等委託に結びつかないことが課題となっています。

今後も関係機関と連携しながら丁寧な対応を行っていく必要があると認識しております。

項番5「里親・ファミリーホームへの委託の推進」

里親委託については、里親の登録率及び委託率が最終目標値までは届かないものの、ゆるやかに上昇しており、目標達成に向けて取組を進めております。

一方で、里親支援センター設置の今後の方向性について申し上げますと、計画上令和

	8年度に1か所の開設を目標としていたところでございます。 迅速な情報共有の観点から、子ども家庭総合支援センターの近接施設等が望ましいと考えていますが、設置場所の選定等に課題があり、令和8年度の開設は難しい見通しです。今後、適切な設置場所の確保やあり方について協議・検討を進めてまいります。 項番6「児童養護施設等の機能強化」 児童養護施設等における機能強化については、支援体制の充実や新たな事業の検討が求められているところでございますが、区の実情のみで完結するものではなく、各施設との連携のもとで進めていく必要がございます。 区においては、制度改正や補助制度に関する適切な情報提供や、支援ニーズの共有を行い、また、施設側からも人材確保や運営上の課題等について共有を受けながら、課題の整理を図るとともに、施設間の連携も含め、より効果的な支援体制の構築に向けた検討を進めてまいります。 項番7「社会的養育の自立の推進」 社会的養護経験者等に対する自立支援につきましては、対象者要件の拡充や支援メニューの充実を図り、支援体制の整備を進めております。 また、自立援助ホームの令和7年2月の新規開設や、社会的養護自立支援拠点の令和8年度開設に向けた準備も着実に進んでおり、引き続き関係機関と連携しながら支援の充実に努めてまいります。 項番8「児童相談所における人材確保・育成に向けた取組」 児童相談所における人員体制については、国の基準を踏まえ、必要な職員の配置を行っております。 支援の質の確保に向けた取組として、令和7年度には第三者評価を実施したところでございます。 本評価では、子どもの権利擁護や多機関連携などは高く評価されました。 一方で、職員体制や業務負担、人材育成については、今後の更なる取組の積み重ねや職員の育成が期待される点が改善事項として挙げられております。 本区の児童相談所は発足から5年目を迎え、これまでの取組により一定の基盤整備は進んできている一方で、さらなる質の向上に向けた取組が求められる段階にあると認識しております。今後も、安定的な人員体制の確保とともに、第三者評価の活用や人材育成の取組を通じて、児童相談所の機能強化を図ってまいります。 各分野の説明は以上となります。 今後につきましても、指標に基づく進捗管理を継続するとともに、課題に応じた取組を着実に進め、関係機関との連携強化を図りながら、計画の推進に努めてまいります。 ご説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします
松原委員長	ありがとうございました。今期今後の2年間を考えていくうえでの大切な報告をいただいたと思います。 国でもいろんな新しい動きがあって、受けとめる側としても苦労が多いかと思いますが、何かご質問、ご意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。
委員	被措置児童に、受け止め支援のカードを配るのですよね。
子ども政策課長	夏に権利ノートを配る際、あわせて配りたいというふうに考えております。

委員	対象には里子さんも入っていますか。養育里親向けや将来養子縁組を目指している里親さん、特別養子縁組に配付はないですか。
援助課長	今お話いただきました権利ノートにつきましては、措置しているお子さんすべてにお話をさせていただく予定をしております。児童養護施設、区内、区外の児童養護施設に措置しているお子さん、それから里親さんのところに措置されているお子さん皆さんに、説明と機会を与える予定をしております。
松原委員長	関連して、意見表明支援員の養成はどうなっていますか。
援助課長	アドボケイターの方に来ていただいています、その方たちについては委託をしていますので委託先のほうで、人材育成をしていただいているという状況と認識しております。
松原委員長	ありがとうございます。大切な役割なので、委託した機関と連携して質の担保をしないと、子どももがっかりしてしまうと思いますので、よろしくお願いします。
援助課長	定期的に児童相談所と委託を担当している子とも政策課と委託先とで意見交換をしておりますので、その都度対応については、いろんな意見をちょうだいしたり、こちらからお願いをしたりということをしておりますので、定期的なこの会議はとても有効だというふうに思っております。
松原委員長	3点目は意見です。社会的養護の中に母子生活支援施設に含まれる。僕は第3の社会的養護だし、入所等在宅。この間を埋める施設だと思っています。ぜひ大切に育てていただければと思います。
援助課長	ご意見ありがとうございます。私どもも対応している母子のご家庭もありますので、ご意見いただいたところにつきましては、職員等にも共有させていただきたいと思えます。
委員	今話題になった母子生活支援施設ですが、33条の委託が可能であるということをご存じない若い職員の方たちもいらして、女性のひとり親家庭に限定されますけれども、分離しないで家族支援ができる可能性のある機関だというふうに思います。区内の施設だけではなく、区内には母子生活支援施設かなりたくさんあって、今利用率が下がっている。残念ながら、区の相談窓口で母子生活支援施設のことがよくわからなくて、今の委員長がおっしゃったように、社会的養護の十分な機能を持っている家庭福祉の施設なのですが、女性の保護施設のような利用のされ方を最近していることで、子ども家庭福祉領域で使われにくくなっている。そのあたりの理解をぜひお願いしておきたい、これは関連したお願いです。 もう1点は、先ほど板橋のほうで幾つかの仕事をさせていただく。聞いていますっていう話をさせていただいたのですが、私は子ども家庭福祉のソーシャルワーカーなのですが、保育園のほうの要支援児の認定判定の方のお手伝いをさせていただいて、保育園を回って、障がい等のあるお子さんに加算が必要かどうかというところの判断をすることもお手伝いをさせていただいていると、やっぱりネグレクトの疑われるお子さんたちとの出会いが結構あります。その時に保育園の方に保育所の方にぜひセンターに相談してくださいということをお伝えするんですが、まだまだ保育所の方がセンターの存在であるとか、機能であるとか、或いはそこでの連携のパートナーであるっていうことをよくご存じなかったり、繋がり方をよくご存じでなくて、保護者の方たちにうまくご紹介できていない。もう1つは、やはりそのところで保護者の方たちが、センターに連絡をすると子どもを取られてしまうのではないか。という

	ところで二の足を踏んで、早くセンターに連絡をして特に支援課のサポートを受ければ、色々な困り事を抱えて結果としてネグレクトになっている子育て状況が改善できるんじゃないかと思うところが、うまく繋がらないので、保育所や保育士さんが抱え込んでしまって事態が悪化しているケース、拝見したりしましたので、ぜひこのアウトリーチという言葉がありますが、ニーズへのアウトリーチだけではなくてシーズ、資源へのアウトリーチというのもセンター4年目に入ってきて、いますよありますよというアピールをぜひしていただきたいと思うんですが、そうした保育所或いは認定こども園等もありますが、関係機関へのアプローチの仕方、どのように今されているのか、また今後の課題、教えていただければとおもいます。
援助課長	まず1つ目の母子生活支援施設の件に関しまして、おっしゃっていただいた通り施設の1つとして認識をしておりますが、なかなか難しいケースもございますので、例えばケース会議等々実施させていただいて、その施設での生活の状況とか、私どもが行う支援の状況などを、逐一電話などでやりとりするのですが、ケース会議などで役割分担などをさせていただいて、母子生活の場面でのうまくいくようなところを話し合う機会は、随時とらせていただいているという状況でございます。以前なかなか難しいケースがございまして、板橋区のほうでも痛ましいこともありましたので、そういったことがないように、心がけているところでございます。引き続き意識を持った対応ができるように職員の方にも話をしていきたいと思っております。
支援課長	続きまして支援課長でございます。ご意見ありがとうございます。今委員からご指摘いただきましたように保育所をはじめ関係機関との連携強化というのは非常に大切なことだと、重要なことだと思っております。さらなる深度化を図っていなければならないというふうに認識しているところでございます。7年度の実績ということで申し上げますと、要対協につきましては我々のほうで3層構造ということで、代表者会議、実務者会議、そして今ありました個別ケース検討会議というところでやっております。今のアウトリーチでお話がありました実務者会議の1つとして我々は関係機関約400機関について昨年度もアウトリーチをさせていただいております。これは今お話が合った保育所を含めておりますけれども、やはりアウトリーチしている中で、繋がりにくさとか、そこで改めての情報がわかったとか、そういうふうなことは、委員ご指摘の通りでございますので、これからこの400機関をどのように、例えば保育所でいえば園長先生のみならず、保育士はじめですね、職員の皆さんに浸透していった、子家総に連絡していただくことのハードルをどのように下げていくかっていうことが重要かと思っておりますので、そちらにつきましてはまた走りながら検討を深めていきたいなと思っておりますのでまた引き続きご意見いただければと思っております。よろしくお願いいたします。
委員	ご報告ありがとうございました。この社会的養育推進計画をつくって、行政計画ですから中間見直しがあると思うのですが、中間見直しは、いつごろどんな段取りで、どんな形でしょうとしているのか伺いたいのと、あと今回資料について数値が中心になるのはそういうものかなと思いますけれども、本当は実質的なアセスメントがどうなっているのか、施設とか一時保護所にいる日数が何年か前、これつくるときも申し上げたんですが日数が短いかなにかじゃなくて、どれだけ子どもにとって意味があるか。ということのほうが大変だからその子どもたちから聞いてみて、要するに質的に評価する、難しいですがそういったことをぜひしていく必要がある。その2点です。中間評価はどういうふうにされるのか、質的評価はどんなふうの実施されるのか、どんな形で公表されるのかをお願いします。
子ども政策課長	はいご質問ありがとうございます。こちらの計画ですが、令和7年から始まったというところで、1年間でちょうど終わった状態になっております。

	5年間の計画でございますので、令和7～11年までの計画となります。3年たった後に、残り2年かけてもう一度計画をつくるということになりますので、そちらに関しましては、前回作成時と同レベルの詳しい調査等を行いながらと考えておるところでございます。 一方で、本日行っておりますような、1年ごとの評価というのは、きちんと毎年やっていきたいという、ただ、その5年間の中で、中間の見直しを確実に行うかどうかというところに関しては、まだ1年たったばかりというところで明確には持ち合わせていないというのが実情ではございます。 もう1つおっしゃっていただきました質的な部分を数だけではなくどう図っていくのかという非常に難しい課題のご指摘をいただいたなというふうに思っております。子どもたちがどういうふうに幸せになったかですとか、今より良くなったっていうところ、できる限り拾っていきたいっていうところで、まず1つが今回は大掛かりなアンケートはできておりませんので、そういったところもきちんと、次の計画策定時には行っていきたいというふうに思っております。 その他日々の声でしたり、他の方からもありましたアンケートのところで、子どもたちの声だったり、何か思いつくことというのは、丁寧にひろっていきたいと思っております。
保護課長	補足になりますけれども1つの例として一時保護所の子どもに対するアンケートということで、保護所を退所するときに、子どもたちに、1つ1つの項目を挙げて、とらせていただいております。例えば、「安心して生活できましたか」とか、「食事が楽しみでしたか」「大切にされていると思いますか」「話を聞いてくれますか」「プライバシーが守られていますか」等々の質問をさせていただいております。概ね回答については、子どもたち、8割、9割近い回答、「そうです」ということで回答いただいております。ただ、まだまだ伸びしろはありますので、当部署のほうでも、まだまだ改善することはあるよねということで職員一同、一丸となって対応しております。
委員	計画2ページ目の、(1)相談支援体制の整備、こども家庭センター設置というのがありますが、板橋区の場合はこども家庭センターを子ども家庭総合支援センターと保健福祉センターで機能設置をするっていうふうに読み取ったんですけれども、そうした場合は児福審の報告対象としてこども家庭センターも入っているならば、出席していただく職員も、こども家庭センター統括支援員と母子保健の職員の方にもご参加いただいたほうがよろしいのかなと思ったんですけれども、その点についてのお考えをお聞きしたいということ、もう1点そのサインズ・オブ・セーフティについての取り組みを進めていくというふうな話で読み解けるのですが、今後児福審で私の場合権利擁護部会なので、措置等についてサインズの考え方でどのようにしたのかっていうことのご意見をお伺いしてもよろしいのかどうかということ。あわせていただければと思います。
支援課長	1点目のこども家庭センター機能につきましてお答えさせていただければと思います。ご意見いただいた通りこども家庭センター機能につきましては、板橋区の場合、令和6年の4月から、こども家庭センターの機能として発足させていただいております。母子保健と児童福祉の一体ということで、子ども家庭総合支援センターの組織上と支援課と、健康福祉センターが一体となって運営しているというところでございます。今ご指摘のようにその統括支援員につきましては支援課の職員としているということと、母子保健側についてはこちらの健康福祉センターの職員ということにはなるのですが、機能としまして、支援課長がこども家庭センターの長ということで、位置付けさせていただいておりますので、私のほうで一括してお答えさせていただけると大変ありがたいかなというふうに思っているところでございますので、ご理解いただければ幸いです。

援助課長	続きまして質問の2つ目でお話ありましたサインズ・オブ・セーフティについて、子ども家庭総合支援センター全体として、サインズ・オブ・セーフティに取り組みについてうまくいかないところが正直ございまして、昨年から職員をPTとして集めまして、まず、サインズ・オブ・セーフティは何かというところから始めているところでございます。委員のお話のあった児福審の中で取り組みについて、どのような形をしているのかを、問うても良いかっていうことでよろしかったですかね。支援課長が申しました通り、私のほうでできる限り、お答えさせていただけることがあれば、お話しさせていただければというふうに思っております。以上です。
委員	ありがとうございます。そうすると支援課長がこども家庭センターに関しては、その母子保健と子ども家庭総合支援センター、板橋区でいうと、子ども家庭総合支援センターの情報共有がなかなか悩ましいなということをサポートされていて、今回の報告でも、計画期間の目標ですべての特定妊婦・要支援児童に対して必要なサポートプランを策定するとあるのですが、本来の法の趣旨で言えば、要支援児童に至る前のお子さんからのサポートを、実現すべく母子保健と情報共有していくというところは、板橋区のほうではどうなっているのかなというところが気になりまして、他の自治体だとなかなか母子保健のほうからこども家庭センターの方に情報を共有すること、それ自体を要支援児童になってから初めてするようなことを言っている自治体もちょっと散見されるので、その連携がうまくいっているかどうかをできれば教えていただきたいです。
支援課長	ご質問ありがとうございます。 委員ご指摘の通り児童福祉分野と母子保健分野の連携を強化していくというのはなかなか大きな課題だなというふうに認識しておりますけども、その中で板橋区ではこども家庭センター機能を令和6年の4月から始めさせていただきまして、母子保健側と児童福祉側をつなぐ役割のひとつとして、合同ケース会議という会議を令和6年度からスタートしたところでございます。実績としましては、月1回5ヶ所健康福祉センターがありますので、月5回ということですね。12ヶ月で全60回。令和7年度につきましては先ほどの要支援児童になる前ということで申し上げますと、特定妊婦含めまして約985件。約で申し上げさせていただきますが、そのぐらいの件数がございます。令和6年度700件弱ということですので、連携している件数が増えているかなというところでございます。 一方で、先ほど申し上げましたように、国が求めるサポートプランとは少し違う形で、今は支援計画という形でサポートを進めているところでございますので、その計画を国のガイドライン上のサポートプランにシフトできるように検討を深めているところでございますので、区において連携はさせていただいていますけども、さらなる必要性があるのかなというところです。
松原委員長	当事者参加どういう形で実現できるかというところは非常にご苦労されるところかと思いますが、ほかいかがでしょうか。
委員	事業のご説明ありがとうございます。私からは2件あるのですが、今お話にありました板橋区のこども家庭センターの機能として、児童相談所の機能というところが、非常に力を入れていただいているという点では、大変評価しております。 一方で、やはり今お話がありました母子保健といいますか、すべての家庭、子どもを対象にするということを考えたときに、そうした支援が具体的な支援計画に上がってからのお子さん、ご家庭というだけでなく、例えば先ほどの保育園の先生方のお話もありましたけれども、保育園の先生方からしますと、ご連絡をするとすぐに児相の通告に繋がってしまうんじゃないかという不安を持っていらっしゃるケー

	スも聞いております。先ほど先生おっしゃったように、理解がまだ進んでいないってこともあると思いますし、またもう少し身近な形で、大変お忙しくなるとは思いますけれども、園の先生方、また各家庭のよりどころとなるような場になっていただけることを望んでおります。いろいろな難しいこともあると思いますけれどもその点、ご検討いただけたらと思います。 もう1点ですけれども、これはちょっとお尋ねしたいことで、2ページの地域の子ども子育て支援事業の整備というところの2番目のベビーシッター利用支援事業ですね、こちらのかなり件数が伸びているというところは、大変すばらしいと思っていて。令和5年から始まり令和6年、それから7年ということで、実績がすごく上がっていると思うのですが、なかなか支援が各家庭に情報が行き届かないというところにこれまで大きな課題があったと思うんですが、区としてどのような取り組みをされて、周知が広がったかということ、それからまた、具体的に受け皿が3000件以上あるのですが、繋いでいけたかどうかということですね、実際に受け皿があったかどうかということについて、教えていただきたいと思います。
支援課長	1点目のこども家庭センター機能につきましては、ご指摘先ほどもありましたけれどもやはり関係機関との連携強化とか、どのようにご理解していただきやすく、そして子ども家庭総合支援センターに連絡をいただきやすくするかということは非常に重要だというふうに思っておりますので、繰り返して恐縮ですが、アウトリーチの際などにご意見を伺いながら、どのように職員の皆様に浸透していくかということとともに、保護者様はじめですね、皆様、区民の皆様がどのような意見を言ってくださっているのかということを知りたいなというふうに思っております。また特定妊婦や要支援児童に繋がる前ということで申し上げますと、健康福祉センターに妊娠届初め、情報が集まっておりますので、そちらの会議体子ども家庭総合支援センターの職員が、先ほど申し上げた合同ケース会議以外にも入ってですね、情報を共有するというので、少しでも汲み取ればなというふうに思っておりますので、また引き続き取り組みを強化していきたいなと思っております。2つ目ですけれども、ベビーシッターに関する周知方法ということで、ご質問いただきましたけれども、実はこのベビーシッター利用支援事業というのは、いわゆる東京都の補助事業をやらせていただいているというところでございますので、それが令和5年度の途中から開始させていただいてまして、もともと利用いただいた方に、どんどん周知が広がって件数が伸びているのかなというふうに認識しております。ベビーシッターを特別にということではなくて、子育てサポート事業の一覧ということで、よりチラシもわかりやすくさせていただいているということとか、SNS等使いながら周知をしているということのあらわれかなというふうに思っております。ですので、受け皿につきましても、ベビーシッター始め、様々な事業があるということ、さらにわかりやすく、どのように利用しやすい制度にしていけるのかというのはさらに検討していかなければいけないことかなと考えております。
委員	確認ですけれども、一番最後の子ども家庭福祉に行政に携わる職の職員における研修で、児童福祉司任用後研修、そして、子ども家庭ソーシャルワーカーの養成に関わる研修等とありますが、この子ども家庭ソーシャルワーカーとは、2年前から始まっている認定資格を指しているということでしょうか。
支援課長	創設されたその認定資格のことです。
委員	ということは、何人か職員を研修に送って、資格取得のための試験を受けてもらっているということでしょうか。

支援課長	子ども家庭ソーシャルワーカーは始まって以来全国的には補助件数あると思いますけれども、区の職員が今研修を受けているという実績はまだございませんので、周囲の取得状況を確認しながら、職員にどう受けてもらうかというのは、職員が受けたいというところから始まるかなと。
委員	実質的にはまだ送り込んでないということ。そうですね。
支援課長	子ども家庭ソーシャルワーカーのというところだけで申し上げますと、例えば子ども家庭総合支援センターの職員が取得したというところはまだないと思います。
委員	かなりお金かかるものですからね。養成に関わる研修またその手前ということですね、わかりました。ありがとうございます
松原委員長	他いかがですか。それでは、報告事項の1については以上といたします。続きまして報告事項2、令和8年度6月の開催状況につきまして、各部長より順番にご報告いただき、ご意見ご質問については全体の報告が終わった後にまとめて伺うということでお願いいたします。それでは里親部会よりご報告をお願いいたします。
坂井委員	資料の5をご覧くださいと思います。 里親部会の所掌事項は、一番所掌事項にあります通り、①里親への登録の適否について諮問を受けて答申すること。②として、里親登録の更新または継続が不適当と認められるもの及び適否の確認を要するものについて諮問答申すること。また③として里親の登録の更新を行ったときに報告を受けることとなっております。項番の2の開催状況ですけれども、部会は年に3回開催することが基本となっております。今年度につきましては令和8年5月末現在で、5月28日に行った1回だけになっております。(2)ですね、過去の審議件数をご覧ください。8年度のところご覧いただければと思います。養育家庭が2件となっています。養育家庭というのは養子縁組を目的としないで、子どもを預かっていただくという、ご家庭になります。それが2件です。養子縁組里親、これは養子縁組することを目的として、そこに向かって、まずは預かるという里親さんですけども、それが1件となっております。なお下の米印にありますとおり、養子縁組里親と養育家庭の二重登録がそれぞれ1件ずつ計上となっておりますが、1件のご家庭が二重登録に該当していますので、2件と1件ですが、合計値としては2件となっております。 審議に当たりましては、学識経験者、医師、弁護士、児童福祉施設の施設長といった委員がそれぞれの専門性に基づきまして、里親をやるという申請の動機ですね、それから委託児童の養育についての考え方等について確認をしながら、その家庭の養育環境の現状から、将来にわたるまでの様子を見据えて、子どもが委託されるにあたっての留意点についても、多様な意見をいただきながら、こうした審議結果となっております。板橋区においては、里親委託のさらなる推進に向けてフォostリング機関とも連携しながら、広報啓発活動を積極的に行い、また里親制度の認知、認知度の向上とか、社会全体における里親家庭への支援意識の醸成を図っていくこととしております。部会としましては子どもにとって適切な養育環境が提供できますように今後も引き続き慎重な審議を努めて参ります。以上です。
松原委員長	ありがとうございます。それでは「子どもの権利擁護部会」お願いします。
栗原委員	令和8年度子どもの権利擁護部会の開催状況について、報告させていただきます。こちらは資料6でございます。子どもの権利擁護部会の所掌事項番1の通り、児童またはその保護者の意向が児童相談所措置と一致しない場合などに、区から諮問を

	受けて審議、その結果を答申する。という部会でございます。項番2の開催状況でございますが、令和8年度はこれまで1回、4月20日に開催したところでございます。本部会は月1回開催予定でございますが、審議する事例がないということで、5月、6月は流会となっております。次に、審議件数ですが、合計1件でございます。児童またはその保護者の意向が児童相談所措置と一致しない事例となっております。児童福祉法第28条に基づく、里親または施設入所の適否についての諮問でございました。保護者や児童の意向児童の心身の状態、これまでの児童相談所がどのように関わってきたかなどを確認し、児童相談所援助方針が適当であると答申いたしました。次に被措置児童等虐待の状況報告でございます。項番1の所掌事務に、事項にもある通り、被措置児童等虐待に関わる措置について報告を受けた際、その措置について意見を述べることでございます。資料裏面(3)をご覧ください。令和7年度に受理した3件のうち1件、区からの調査報告を受け、部会として意見を述べておりますが、調査の結果虐待が虐待該当ということで、区の調査等対応を認めております。区では施設に対して改善を求める文書を通知し、改善状況の報告を受けたと聞いております。残る2件は現在調査中となっております。また、令和8年度については、現在のところ受理案件はございません。子どもが自ら声を上げられるようにするためには、この権利についての理解を広めるとともに、声を受けとめる環境を、整えることが大切だと考えております。子どもの最善の利益を実現していくために、本部会としての役割を改めて認識し、今後も継続して取り組んで参ります。報告は以上でございます。
松原委員長	それでは保育部会について。堀部会長おねがいたします。
堀委員	保育部会部会長の堀でございます。令和7年度保育部会の開催状況について報告させていただきます。資料7をご覧ください。保育部会の所掌事項は項番1の通り、区が保育所の認可などを行う際に、区からの諮問を受けて審議しその結果を答申するものでございます。項番2の開催状況ですが、(1)の通り、令和7年度は9月に第1回、3月に第2回の保育部会を開催しております。次に、審議件数ですが、前回の令和7年度第1回児童福祉審議会本委員会でのご報告以降に開催いたしました。第2回保育部会の審議状況についてのみご報告させていただきたいと思っております。(2)の通り、区からの諮問件数は合計19件でございました。内訳は、認可のうち、乳児等通園支援事業以外が5件です。続いて次のページになるのですが、乳児等通園支援事業いわゆるこども誰でも通園制度が14件となっております。審議に当たりましては、事務局から施設の図面や公認会計士による財務分析などの説明を受けて、子どもたちが使いやすい設計となっているか。安全面に問題がないかなどの観点から審議を行いました。その結果、すべての案件について、適当である旨の答申を行っております。また部会の所掌事項には、事業停止命令などに関する事項もでございますが、当該案件はございませんでした。新規においては、学識経験者、弁護士、公認会計士、建築士などの委員がそれぞれの専門的見地から、動線や避難経路などのハード面に加え、児童の安全確保や職員体制といった運用面についても意見を述べ、総合的な観点から、判断を行っております。特に、第2回の保育部会におきましては、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について、国の制度の概要及び区における実施想定、認可に係る審査の基準などの説明を受けた上、令和8年4月開設予定施設に係る認可事業関係について一括して審議し、その適否に関する意見交換を行ったところでございます。 引き続き保育部会では子どもたちが安全安心に成長できる環境の確保に向け、丁寧な審議を行って参ります。報告は以上でございます。
松原委員長	ありがとうございました。3つの部会について各部長より、ご報告いただきました。死亡・重大事例等検証部会につきましては6月までの開催実績がありませんでしたの

子ども家庭総合支援センター所長	で、省略いたします。部会の報告についてのご質問ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは報告事項2については、ここまでいたします。続きまして報告事項3、令和7年度板橋区子ども家庭総合支援センターの運営状況について。所管課から報告をお願いします。 それでは、資料8、令和7年度板橋区子ども家庭総合支援センターの運営状況についてご覧ください。当センターが、令和4年7月に、児童相談業務を開始しまして、今月でちょうど5年目を迎えたところでございます。本委員会の皆様におかれましては、当センターの活動にご支援ご協力賜りますことを、この場を借りまして改めてお礼申し上げます。本日はお時間いただきまして、センターの状況などを説明させていただきますのでよろしくお願いします。 まずは項番1でございます。内容別相談受付状況でございますが、当センターでは、こども家庭センターと、児童相談所2つの機能を1つのセンターで一体的に運営していることはご存じのことと思いますが、主に区民からの相談を支援課で、関係機関からの相談を援助課で受け付けているところでございます。この内容別相談状況におきましては、こども家庭センター機能を担う支援課と、児童相談所の機能を担う援助課における相談受付状況を記載してございます。合計欄にあります通り、どちらも前年度の受付状況と比較してかなり増えていると、約1割程度増えているという状況でございます。また最も多いのが、児童虐待相談のうちの心理的虐待でございまして、警察からの通告が多くなっているというのが原因でございまして、主に面前DVですとか、夫婦げんかの目撃によるものが増えてございます。次に項番2、一時保護（委託）の状況でございしますが、令和7年度は、区の一時保護所で子どもを一時保護した件数が257件、子どもの一時保護を委託した件数が116件と、1年間で373件の子どもの安心・安全を図って参りました。これは6年と比べて60件ほど多くなっております。こちらもここ最近のトレンドといたしましては、高学齢児がふえておりまして、直近の状況ですと、女子が12名のところ13名入っているのですが、中高生で10名。男子は12名のところに18名入っておりまして、中高生が9名という状況で、中高生の入所が多いという状況になってございます。また一時保護委託先として最も多いのが医療機関でございまして次に多いのが里親ファミリーホームです。医療機関が多くなっているのは乳児院に入れず待機しているお子様を病院にお願いするケースと、お子様方のメンタルですとか発達障害に起因して、一時保護所では難しいというお子様がいて、多くなっているのが現状でございます。続きまして、裏面をご覧ください。項番の3、社会的養育の状況についてです。令和7年度末時点施設で養育されている子どもが174名おりまして、里親やファミリーホームで多くされている子どもが29名、合わせまして、203名の子どもが家庭を離れて生活している状況でございます。こちらは、令和6年度末の状況と比較しますと、施設養育の件数が1件減少して、家庭養育の件数5件増加というところで、若干でございしますが、家族養育が増えているという状況でございます。 続きまして項番の4、養育家庭等の登録家庭数及び委託児童数でございします。令和7年度末時点里親登録家庭数が合わせて57家庭となっております。令和6年度末と比較して、4家庭ということで、先ほどの子ども政策課長から報告ありましたが、微増というところでございます。令和4年7月に東京都から引き継いだ時点で40家庭でスタートしましたので、そこに比べると大分に増えているのかなと思いますが、まだまだ十分とは言えませんので、今後も家庭養育の推進が課題の1つと考えてございます。この間でも板橋区におきましては、啓発活動・リクルート活動に力を入れてきておりますが、フォスティング機関と連携しながら、さらなる普及啓発を進めて参ります。最後に項番5、家庭裁判所への申立等でございします。昨年度の児童福祉審議会の本委員会でもご報告させていただきましたが、令和7年度は、児童虐待が疑われる家庭に対する立ち入り調査を1件実施しております。また記載
------------------------	---

	はございませんが、令和4年6月に成立した、改正児童福祉法におきまして、一時保護における司法審査の制度が導入されてございます。これは一時保護を行うに当たりまして親権者の同意がある場合を除き、その会社が7日以内にまたは事前に裁判官に対し情状を請求する仕組みで、令和7年6月1日より運用開始でございます。同センターにおきましての司法審査に基づきました状況におきましては、令和7年6月から、令和8年3月末にかけまして、47件の一時保護状の請求を裁判所に行い、そのすべてが認められている状況でございます。簡単ではございますが、資料8については以上でございます。よろしくお願いいたします。
松原委員長	ありがとうございます。ご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。
委員	ご報告ありがとうございます。家庭裁判所等への申立ですが、一番上の28条、申立件数が7件で承認が4件ということで、残り3件あるわけですが、この3件はどういうものですか。考えられるのは、申し立てした後、本当に裁判所から、不承認というはっきり言われるか、或いは状況が変わって取り下げをするか、取り下げも申し立てした後親が承認してくれたから必要なくなった場合もあるでしょうし、ほかにもパターンが考えられますがどんなものを教えてください。
法務担当課長	昨年度は申し立てをして取り下げたものも却下されたものもなく、まだ3月末の時点では決定が出ていない状態だったということであります。4月以降に決定が出ているということです。
委員	この3名というのは本年度になってから裁判所の判断がでたということ。
法務担当課長	はい。
委員	それが承認されたと。はい、わかりました。
法務担当課長	継続しているものもありますが、却下されたものや取り下げたものも、昨年度申し立てた中にはありません。
松原委員長	他いかがでしょうか。
委員	先ほど表で、児童相談所に児童福祉司63人というふうにありましたけれど、子ども家庭ソーシャルワーカーがたまたま出てきたわけですが、この63人の方が社会福祉士とか精神保健福祉士という資格を持って任用されているのか、他の種資格以外の任用資格でいらっしゃるのか。概要わかりましたらお願いします。
援助課長	委員おっしゃった通りですね社会福祉士等の資格を持っている職員もいますし、保育士資格で研修を受けて、児童福祉司の任用資格を持っている職員もおります。精神保健福祉士の資格を持っている職員もおりますので、一定資格を持った職員が対応しているというふうに認識を持っていただければというふうに思います。 子どもソーシャルワーカーの資格は必置にはしていないんですけれども、会計年度職員になります持っている職員もおるのが現状でございます。
松原委員長	ご自身の意思で取られたと。
援助課長	そうですね採用前に、資格を取られて、たまたま私どものほうに採用されたときに、資格を持っていたという状況がございます。以上になります。

委員	関連して、幾つかの自治体とおつき合するなかで職員の方が、相当疲弊をされていて、自主的な勉強会僕も立ち上げていて、リモートの勉強会なんですけど、それにも出てこれないということがあって、相当疲弊していると思うのですが。育成計画或いは採用計画、何かそういった課題に立ち向かうご計画がおありになりますか。
支援課長	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の通り子ども家庭総合支援センターの支援課及び援助課、或いは他の職員それぞれ一生懸命勤務しておりますので、疲弊しているかどうかというとしている部分もあると思うんですけど、昨年度の我々の取り組みとしましては人材育成の活用に当たりましてその方針を内部で定めまして、例えばどのような研修を、何年目ぐらいに受けたらいいだろうかっていういわゆるキャリアラダーを含めて、まだ道半ばではあるのですけども、こういう職員に育って欲しいなということは一定少しでも、まとめたというところがございます。そこをもとに、職員1年目・2年目・3年目ぐらいが、このような職員になって欲しい、もしくはこんな研修を受けて欲しいなということを1つ契機にして、職員がそこで学び進めていただければいいかなというふうに思っていますし、今年度は、お互いの職場を知ること、子ども家庭総合支援センターの中で、職員が相互で研修できないかなというような取り組みも進めているところでございます。また区では産業医ということで、人事課のほうで、まず産業医を定期的に5ヶ所の中で訪問させていただいて、管理職含めてどのようにケアに当たったらいいかってことをご助言いただいているというようなこともあります。
支援課長	補足になりますが、私もこの4月に着任して職員たちの疲弊というか、かなりメンタル的なものっていうのを感じているところで、東京都の児童相談所長会ですとか、全国児童相談所長会でもかなり課題に上げられたところで、私ども、まさにその話を今週したのですが、組織的なトラウマ・インフォームド・ケアをやっているというところで職員同士がどういうふうに支え合って、子どもや保護者関係を引き続きどうやって癒していくのか、子どもだけじゃなくて職員もやっていくのかところで、始めたばかりなのでまだ道半ばで具体的にはないのですけども、そういったものをして、まず今いる職員をとにかく、キャリアを上げることと同時に、病気にならないとか、支える仕組みを何とかつくれないかなというのをこれから取り組んでいきたいというところで、考えてるところでございます。以上でございます。
委員	人事のまわし方でスーパービジョンをきちんとできる人というのを、道のりは長いですが、有効だと思います。またこれは難しいのだけど、民間の施設に1年間ぐらい出向というのも手かもしれないですね。これは板橋区だけで解決しない問題だろうと思います。
支援課長	ありがとうございます。やはりご指摘のように板橋区には1ヶ所しかない機能でございますので、その職員をどのように育成していくのか、SV含めて育成していくかというのは非常に重要な課題かなというふうに思っております。23区の中でも、子ども家庭支援センター機能につきましては23区、児童相談所機能につきましては約10区の自治体でございますのでそこ情報共有しながら、あとは、今ご指摘いただいたような民間とどう連携できるかというのも含めて、どのような研修体制が構築できるかというのは、今後また検討していかなければならないというふうに思っております。
委員	関連してなのですが、今この領域で言われているのが支援者支援です。やっぱりここを強化していかないと乗り切っていけない状況にあるその中で、忙しいことをわかっていて申し上げるのですけど、実は私は子ども家庭ソーシャルワーカーの養成のほう

	を担当させていただいて、そこでその子どもソーシャルワーカーを希望してくるキャリアのある、5年とか10年の児相の職員さんでさえ、事例検討をほぼぼしてきてないのですね。先ほどサインズ・オブ・セーフティの話が出てきましたけどサインズ・オブ・セーフティは魔法じゃないので、ソーシャルワークができている中で、1つのアプローチとしてサインズ・オブ・セーフティはある、むしろ心理寄りだと私は思っているところで、今の児童相談所の一番の課題はソーシャルワークができないところ。特にメゾレベルの情報収集であるとか、見立てができないから、家族へのアプローチがうまくいっていないケース全体のホリスティックな理解が難しくなっているから、個々の場面のところで、職員の方たちが疲弊してしまっている。全体の中の今自分はどこにいて、何をしているのかがよくわからず、目の前のことに大きなゾウに向かい合いながらゾウのお腹にさわりながら耳からパタパタ風が来る。鼻が何か動いている気配がある。でも、触っているのは目の前のお腹だからゾウ全体の姿がわからないまま一生懸命そのお腹を押しているような状態。委員長がおっしゃいましたけれども、全体を見る機会っていうのを少し仕事を離れたところで作って差し上げる。やはり自分のことを見るっていうのはすごく勇気が要る。自分がやっていることを話すっていうのは、うまくいっていないことを人に話すっていうすごいストレスなので、他件事例で学ぶ機会をつくって、こういうふうに人に話せば、自分が悩んでいることっていうのは、活路が見えてくるんだっていう経験をしていただいた上で、自件事例を開示して、助言をもらっていく、そろそろ。4年目5年目になってきましたので、当センターとしての事例もたまり始めているかと思うんですね。そこである程度キャリアのある方たちがご自分の事例を素材にして、経験の浅い方たちに、一定のプロセス、終結ケースの場合にこういう起承転結起こってきて、今その経験の浅い方が体験するのはどのあたりなのか。自分の立ち位置を見ることのできる機会、そうするとこの先こういうことがあるのなら、今ちょっと頑張ってみようとか、逆に一休みしよう。ちょっと助けて。職員の方がSOSを打つことができる。まず、職員の方たちが安心して仕事のできる環境というのをぜひつくっていただければと思います。以上です。
松原委員長	ありがとうございます。他いかがですか。よろしいでしょうか。 今までの議論を踏まえて、或いは全く別の観点でご発言があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは事務局の方からお願いします。
子ども政策課長	ご審議ありがとうございました。今後の日程についてご連絡をさせていただきます。今後は部会ごとの開催となって参ります。なお、各部会の開催につきましては、日程調整の上、事務局よりご案内をさせていただきます。最後に冒頭でも申し上げましたが、本日の議事録につきましては、内容のご確認をいただくため、後日、委員の皆様へメールにて送付させていただきます、ので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。
松原委員長	本日はありがとうございました。